

広島県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三和町上板木字小原田六一三番一地先から 三次市三和町上板木字小原田六〇八番一地先まで	〇 〓 一四・〇〇 一九・〇〇	九・五〇〓 一七・〇〇〇		一二九・〇〇	拡幅